入国管理今昔
～業務内容と修得知識との関連性～

平成２６年６月１０日
行政書士　林　　幹

前号にて、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が統合された在留資格「技術・人文知識・国際業務」の新設に伴い、在留資格該当性のレベルにおいて、業務に要する知識が「理系」分野か、「文系」分野かの判断は不要となるが、引き続き、上陸許可基準上、業務に必要な知識を大学、専修学校の専攻課程、１０年以上の実務経験等によって修得していることが求められる以上、従事しようとする業務が、申請人が大学等で修得した知識を必要とするものであるか否か（業務と修得知識との関連性）の吟味は今後も重要である旨述べた。

本稿では、業務と修得知識との関連性について詳しく検討したい。

現行入管法は、業務に要する知識が主として「理系」分野か「文系」分野かによって、在留資格「技術」か「人文知識・国際業務」かが分かれるとしている。業務に要する知識が「理系」分野なら在留資格は「技術」となり、業務に要する知識が「文系」分野なら在留資格は「人文知識・国際業務」となる。これは、在留資格該当性のレベルでの話である。

（在留資格該当性のレベル）

業務に要する知識が「理系」分野⇒在留資格「技術」に該当 業務に要する知識が「文系」分野⇒在留資格「人文知識・国際業務」に該当

次に、上陸許可基準上、申請人は、業務に要する知識を大学、専修学校の専門課程（専門士の称号を受ける場合のみ)、実務経験等（※１）で知識を修得していることが求められる。「業務と修得知識の関連性」と言われる要件である。

※１　在留資格「技術」の場合、大学、専修学校の専門課程、実務経験以外に一定のＩＴ資格の合格をもってもこの条件をクリアーする。

（上陸許可基準適合性のレベル）

必要な知識が「理系」分野の業務（業務内容） ⇒修得知識＝「理系」分野 必要な知識が「文系」分野の業務（業務内容） ⇒修得知識＝「文系」分野 業務と修得知識との関連性

例えば、施行管理という「理系」分野の知識が必要とされる業務に従事しようとする場合、大学等で施行管理に関連する「理系」分野の知識を修得していないと在留資格「技術」に係る上陸許可基準に適合しない。すなわち、大学での専攻科目が英文学の場合、施行管理と英文学との間には関連性がないので、在留資格「技術」に係る上陸許可基準に適合しないのである。

平成２０年７月１７日、法務省入国管理局長から「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いについて」という以下のような通達が出された。

平成２０年７月１７日、法務省入国管理局長通達 「在留資格『技術』及び『人文知識・国際業務』の該当性の判断に当たっての専攻科目と業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱ってきたところ、経済財政諮問会議における民間議員を始め各方面からこの点に関して制限的な取扱いが見受けられるとの指摘がなされています。ついては、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格『技術』及び『人文知識・国際業務』の該当性の判断に当たっては、ＩＴ技術者に限らず、入国・在留審査要領第１２編第２章第１４節第１の２（７）（※２）に準じて柔軟に判断してその在留資格を決定することと願います。」

※２　入国・在留審査要領第１２編第２章第１４節第１の２（７）の内容は、次のとおり。「いわゆるＩＴ関連技術者に係る入国・在留審査においては、一般に『技術』の在留資格該当性を検討し、これを決定されているところであるが、近年、いわゆるＩＴ関連の業務については、必ずしも理工系の技術・知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務となっている状況にあることを踏まえ、ＩＴ関連技術者に係る入国・在留審査においては、在留資格『技術』の項の下欄に掲げる活動にいう『理学、工学その他自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務』に当たらない場合であっても、在留資格『人文知識・国際業務』の同様の活動にいう『法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務』への該当性を十分検討してその在留資格を決定する。」

本通達は、「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いについて」とのタイトルから、上陸許可基準上の要件である業務と修得知識との関連性について柔軟に取り扱うべしとの趣旨の通達であることは間違いない。しかし、本通達の後半（アンダーライン部分）は、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格該当性の判断を柔軟に行うべきという内容であるが、上陸許可基準上の要件である業務と修得知識との関連性の問題とは次元の異なる在留資格該当性判断の柔軟化の問題が述べられているのか理解に苦しむ。

それはさておき、本通達が出された結果、業務と修得知識との関連性が大卒者については柔軟に判断されるようになった。さらに現在は、下記のとおり、入国・在留審査要領では、「留学」からの変更申請の場合、業務と修得知識との関連性自体不要とされている。従来、変更申請の場合も、変更許可の要件である「相当性」を判断する際に上陸許可基準の要件である業務と修得知識との関連性が斟酌されていたが、それを不要としたのである。反面、在留資格認定証明書の交付申請など上陸許可基準が直接適用される場面では、依然として、業務と修得知識との関連性が要件となっているので注意したい。

入国・在留審査要領（第１２編第２章第１節第５の３）

「現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識が限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことか

ら、『留学』からの変更申請の場合は、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については問わない。」

もっとも、以上のような流れは大卒者に限ったことであり、専修学校の専門課程出身者については、下記のとおり、大卒者に比較して、業務内容と専攻科目との関連性がより厳格に判断されている。

入国・在留審査要領（第１２編第２章第１節第５の７（４））

「専修学校の専門課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであり、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的として教育を行う大学とは質的に異なることから、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等の諸申請の審査に当たっては、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。」

このように、業務と修得知識との関連性という要件は、大卒者の場合、変更申請の場合、運用上廃止され、在留資格認定証明書交付申請の場合も柔軟に判断すべきとするのが法務省入国管理局の考え方である。しかし、地方入国管理局における審査実務では、依然よりもやや関連性を厳しく審査している向きもあるので、この点は留意すべきである。

以上